

自治労共済生協組合員の皆さまへ

スポーツチーム総合保険

(保険期間(ご契約期間): 2022 年 4 月 1 日午後 4 時～2023 年 4 月 1 日午後 4 時)
※ 中途加入をご希望の方は所属されている組合までお問合わせください。

スポーツチーム総合保険特約セット団体総合生活補償保険 対象となるスポーツは野球、ソフトボール、サッカー、バレーボール

補償内容・保険料

【補償金額(支払限度額)】

野球(01、02型)、ソフトボール(03、04型)、バレーボール(05、06型)、サッカー(07、08型)

補償内容	01 型,03 型,05 型,07 型	02 型,04 型,06 型,08 型
賠償責任 (免責金額 0円)	3,000 万円	5,000 万円
傷害死亡・後遺障害	300 万円	600 万円
傷害入院(日額)	3,000 円	5,000 円
傷害手術	入院中に受けた手術: 傷害入院保険金日額 × 10 倍 入院中以外に受けた手術: 傷害入院保険金日額 × 5 倍	
傷害通院(日額)	1,500 円	2,500 円
見舞費用	50 万円	50 万円

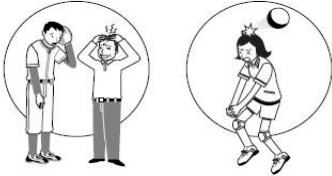
【保険料(チーム1名につき1年間)】 団体割引 25%適用

野球	1,510 円(01 型)	2,340 円(02 型)
ソフトボール	910 円(03 型)	1,370 円(04 型)
バレーボール	1,810 円(05 型)	3,020 円(06 型)
サッカー	1,600 円(07 型)	2,550 円(08 型)

※記載の保険料は、団体割引 25%(被保険者数 5,000 名以上 10,000 名未満)を適用しています。

加入資格

- 自治労共済生協組合員のみでメンバー構成され、組合が認定するスポーツチームに限ります。
- 監督、コーチ、マネージャーはチームメンバーに含まれます。
- 最低加入人数 チームメンバー全員での加入が前提となりますが、やむをえない事情でメンバーの一部の方が加入される場合でも、次の人数を満たす必要があります。
野球・ソフトボール: 9 人
バレーボール: 6 人(ビーチバレーの場合は 2 人)
サッカー: 11 人(フットサルの場合は 5 人)
- 対象とならないスポーツチーム
日本リーグ加盟のチーム、社会人のチームで競技別実業団連盟に加盟・登録しているチーム、高校・大学の正規の運動部(いわゆる体育会運動部)、不特定多数のスポーツをするチームは対象となりません。
- 加入されるメンバーの方は全員、同一の補償内容となります。



お支払いする主な場合

賠償損害(賠償責任補償条項)

- もし、練習中に打ったボールで道路通行中の人にケガをさせてしまったら…

チーム管理下中の練習や試合中およびそのための往復中や合宿中、遠征中に誤って他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりしたため、チームメンバーが法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

ご自身の傷害(ケガ)(傷害補償条項)

- もし、プレー中にあなたがケガをしたら…

チーム管理下中の練習や試合中およびそのための往復中や合宿中・遠征中にボールがあたったり転倒したりしてチームメンバーがケガをしたときにご契約金額を限度として、次のとおり保険金をお支払いします。

・傷害死亡保険金

事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合に、傷害死亡・後遺障害保険金額の全額(保険期間中に、既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いた額とします)をお支払いします。

・傷害後遺障害保険金

事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合に、傷害死亡・後遺障害保険金額の 4%～100%をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

・傷害入院保険金

ケガを被ったことにより、入院※1した場合に、入院日数に対して 1 日につき傷害入院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて 180 日を限度とし、180 日を経過した後の入院に対しては、保険金をお支払いできません。

・傷害手術保険金

そのケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて傷害手術保険金支払対象期間※2 内に手術を受けた場合に、1 回の手術につき入院中に受けた手術の場合は傷害入院保険金日額の 10 倍、それ以外の手術の場合は傷害入院保険金日額の 5 倍の額をお支払いします。(注)入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。

・傷害通院保険金

そのケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の傷害通院保険金の免責期間が満了した日の翌日以降に通院※3した場合に、通院日数に対して 1 日につき傷害通院保険金日額をお支払いします。

(注 1)傷害通院保険金の免責期間の満了日の翌日からその日を含めて傷害通院保険金の支払対象期間※4 内の通院を対象とし、1 事故につき、保険証券記載の傷害通院保険金の支払限度日数が限度となります。
(注 2)通院をしない場合においても、約款所定の部位のケガによりその部位を固定するために、医師の指示によりギプス等を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。

※1 入院とは、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。なお、治療とは医師が必要と認め、医師が行う治療をいいます。

※2 事故の発生の日からその日を含めて「傷害入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

※3 病院・診療所に通い、または往診・訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度において、オンライン診療料を 1 回算定された場合は、最初の 1 回のみ通院したものとみなします。

(注)治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは、通院に含まれません。

※4 傷害入院保険金、傷害通院保険金をお支払いする対象の期間として保険証券記載の期間をいい、この期間内の入院、通院についてのみ保険金をお支払いします。

見舞費用(見舞費用補償条項)

- もし、プレー中に相手チームのプレイヤーにケガをさせてしまったら…

チーム管理下での試合中にチームメンバーがチームメイト以外の他人(相手チームのメンバー、審判員、観客など)にケガをさせた場合、法律上の損害賠償責任が発生しないのが一般的ですが、このような場合に慣習として支払う見舞金(弔慰金を含みます)に対して、保険金をお支払いします。

・このチラシは、概要を説明したものです。詳しい内容については「スポーツチーム総合保険」パンフレットおよび「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をあわせてご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。

ご不明な点につきましては取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

・この契約は、全日本自治体労働者共済生活協同組合を保険契約者とし、組合員を加入者ならびに被保険者(補償の対象となる方)とするスポーツチーム総合保険特約セット団体総合生活補償保険の団体契約です。

この保険の「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」および保険証券は保険契約者(全日本自治体労働者共済生活協同組合)に交付されます。

取扱代理店
(株)自治労サービス(保険事業部)
〒102-0085 東京都千代田区六番町 1 自治労会館 6F TEL 03-5226-3424

引受保険会社
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 広域法人開発部営業課
〒103-8250 東京都中央区日本橋 3-5-19 TEL 03-6734-9608